

議案第 56 号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 9 日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教 育 長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4世総第339号
令和4年8月31日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和4年第3回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和4年9月9日(金)

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 新BOP学童クラブ事業の延長利用に日ぎめ利用制を導入するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例（平成24年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保護者の労働又は疾病等」を「その保護者の労働、疾病等」に改める。

第6条中「新BOP学童クラブへの入会を不適当と認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「の入会の」を「への入会の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不適当と認めるとき。

第7条第1号中「第4条第1項」を「新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条」に改め、同条第2号中「偽り」を「児童の保護者が、偽り」に改め、同条第3号中「正当な」を「新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる要件を満たす児童」を「次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）」に改め、同項第1号中「労働」を「労働、疾病等の事由」に改める。

第12条を次のように改める。

(延長利用の申請等)

第12条 延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならぬ。

2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。

- (1) 月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）
- (2) 日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）

3 区長は、延長利用の承認（以下「延長利用承認」という。）に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。

4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるところによる。

第12条の次に次の2条を加える。

(延長利用の不承認)

第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。

- (1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき（当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。）。
- (2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不適当と認めるとき。

(延長利用承認の取消し)

第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。

- (1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき（当該児童が、月ぎめ利用による延長利用をしている場合に限る。）。
- (2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。
- (3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。
- (4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって延長利用をしていないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

第13条第1項中「月額1,000円の延長実施の」を「、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、当該各号に定める額の延長実施に係る」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 月ぎめ利用 月額1,000円（児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめた場合にあっては、月額500円）
- (2) 日ぎめ利用 日額200円（延長利用をした日が属する月における延長利用料

の合計額が1,000円を超える場合にあっては、月額1,000円)

附 則

この条例は、令和4年10月3日から施行する。

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表 抜粋

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、<u>その保護者の労働、疾病等</u>の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、保護者の<u>労働又は疾病等</u>の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>
<p>(入会の不承認)</p>	<p>(入会の不承認)</p>
<p>第6条 区長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、新BOP学童クラブへの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないこと</u>ができる。</p>	<p>第6条 区長は、<u>新BOP学童クラブへの入会を不適当と認めるときは、新BOP学童クラブの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないこと</u>ができる。</p>
<p>(1) <u>申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不適当と認めるとき。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(入会承認の取消し)</p>	<p>(入会承認の取消し)</p>
<p>第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。</p>	<p>第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。</p>
<p>(1) <u>新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。</u></p> <p>(3) <u>新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1) <u>第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。</u></p> <p>(3) <u>正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p>(実施時間の延長)</p>	<p>(実施時間の延長)</p>

改正後	改正前																					
<p>第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおいて、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）</u>に対し、新BOP学童クラブ事業をその実施時間を延長して行うこと（以下「延長実施」という。）ができる。</p>	<p>第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおいて、<u>次に掲げる要件を満たす児童</u>に対し、新BOP学童クラブ事業をその実施時間を延長して行うこと（以下「延長実施」という。）ができる。</p>																					
<p>(1) 当該児童の保護者の労働、<u>疾病等の事由</u>により、延長実施が行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることができない者であること。</p>	<p>(1) 当該児童の保護者の労働により、延長実施が行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることができない者であること。</p>																					
<p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。 <u>（延長利用の申請等）</u></p>	<p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。 <u>（延長実施の利用手続）</u></p>																					
<p>第12条 <u>延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p>	<p>第12条 <u>第5条から第7条までの規定は、延長実施の利用（以下「延長利用」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>																					
<p><u>（右表削除）</u></p>	<table border="1" data-bbox="1129 827 2115 1192"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1129 827 1260 874"><u>第5条</u></td><td data-bbox="1260 827 1731 874"><u>新BOP学童クラブに入会</u></td><td data-bbox="1731 827 2115 874"><u>延長利用を</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1129 874 1260 922"><u>第6条</u></td><td data-bbox="1260 874 1731 922"><u>新BOP学童クラブへの入会</u></td><td data-bbox="1731 874 2115 922"><u>延長利用</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1129 922 1260 970"></td><td data-bbox="1260 922 1731 970"><u>新BOP学童クラブの入会</u></td><td data-bbox="1731 922 2115 970"><u>延長利用</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1129 970 1260 1017"></td><td data-bbox="1260 970 1731 1017"><u>入会承認</u></td><td data-bbox="1731 970 2115 1017"><u>延長利用承認</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1129 1017 1260 1065"><u>第7条</u></td><td data-bbox="1260 1017 1731 1065"><u>入会承認</u></td><td data-bbox="1731 1017 2115 1065"><u>延長利用承認</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1129 1065 1260 1113"></td><td data-bbox="1260 1065 1731 1113"><u>第4条第1項</u></td><td data-bbox="1731 1065 2115 1113"><u>第11条第1項各号</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1129 1113 1260 1192"></td><td data-bbox="1260 1113 1731 1192"><u>新BOP学童クラブを欠席している</u></td><td data-bbox="1731 1113 2115 1192"><u>延長利用をしていない</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>第5条</u>	<u>新BOP学童クラブに入会</u>	<u>延長利用を</u>	<u>第6条</u>	<u>新BOP学童クラブへの入会</u>	<u>延長利用</u>		<u>新BOP学童クラブの入会</u>	<u>延長利用</u>		<u>入会承認</u>	<u>延長利用承認</u>	<u>第7条</u>	<u>入会承認</u>	<u>延長利用承認</u>		<u>第4条第1項</u>	<u>第11条第1項各号</u>		<u>新BOP学童クラブを欠席している</u>	<u>延長利用をしていない</u>
<u>第5条</u>	<u>新BOP学童クラブに入会</u>	<u>延長利用を</u>																				
<u>第6条</u>	<u>新BOP学童クラブへの入会</u>	<u>延長利用</u>																				
	<u>新BOP学童クラブの入会</u>	<u>延長利用</u>																				
	<u>入会承認</u>	<u>延長利用承認</u>																				
<u>第7条</u>	<u>入会承認</u>	<u>延長利用承認</u>																				
	<u>第4条第1項</u>	<u>第11条第1項各号</u>																				
	<u>新BOP学童クラブを欠席している</u>	<u>延長利用をしていない</u>																				

改正後	改正前
<p><u>2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。</u></p>	(新設)
<p>(1) 月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）</p>	
<p>(2) 日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）</p>	
<p><u>3 区長は、延長利用の承認（以下「延長利用承認」という。）に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めところによる。</u></p>	(新設)
<p><u>（延長利用の不承認）</u></p>	(新設)
<p><u>第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。</u></p>	
<p>(1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき（当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。）。</p>	
<p>(2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。</p>	
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不適当と認めるとき。</p>	
<p><u>（延長利用承認の取消し）</u></p>	(新設)
<p><u>第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。</u></p>	
<p>(1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき（当該児童が、月ぎめ</p>	

改正後	改正前
<u>利用による延長利用をしている場合に限る。)。</u>	
(2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。	
(3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたり新BOP学童クラブを欠席しているとき。	
(4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたり延長利用をしていないとき。	
(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。	
(延長利用料)	
第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき、次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、当該各号に定める額の延長実施に係る利用料（以下「延長利用料」という。）を納付しなければならない。	第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき <u>月額1,000円の延長実施の利用料（以下「延長利用料」という。）</u> を納付しなければならない。 <u>ただし、児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめ、又は各月16日から末日までの間に延長利用を開始した場合にあっては、延長利用料の額は、児童1人につき月額500円とする。</u>
(1) 月ぎめ利用 月額1,000円（児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめた場合にあっては、月額500円）	(新設)
(2) 日ぎめ利用 日額200円（延長利用をした日が属する月における延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあっては、月額1,000円）	(新設)
第2項 (略)	第2項 (略)